

誘拐事件の可能性のある行方不明事案への的確な対応について（通達）

〔 令 2. 3. 31 丁 捜一 発 第 34 号、警察庁刑事局捜査第一課長から各管区警察局広域調整担当部長、警視庁刑事部長、各道府県警察本部長宛て 〕

（概要）

誘拐事件の可能性のある行方不明事案を認知した際の初動対応及びその他の留意事項について示したものである。